

令和5年度 別府市診療情報提供（みなし健診）事業 事務処理マニュアル
別府市医療機関用

1 事業目的

本事業は、生活習慣病等で治療中の被保険者に特定健診未受診者が多いことに着目し、医療機関が保有している未受診者の検査結果データを特定健診データとして収集・集積することにより、別府市内の国保保険者における特定健診の受診率の向上及び、糖尿病性腎症重症化予防事業対策の取り組み強化、並びに保健指導の充実に資することを目的とするものです。

2 事業概要

生活習慣病等治療中かつ今年度特定健診未受診者の方の内、被保険者の同意が得られた場合に、医療機関が保有する検査結果等情報の提供を、別府市医師会をとoshi別府市に提出いただくことで特定健診を受診したとみなし、特定健診データとして収集いたします。また、結果票の作成・提供にあたり市からみなし健診に係る費用が医療機関へ支払われます。

3 事業内容

市が本事業対象者へ、検査結果データ提供に関する同意書を取得します。

同意が得られた対象者につきまして、市から医療機関へデータ提供の依頼をさせていただきます。

市からの依頼が届きましたら、本事務処理マニュアルを参照のうえ、みなし健診結果票とみなし健診報告書兼請求書を別府市医師会を通して市へ提出をお願いします。

（1）対象者：市から通知が届いた者

下記ア～オの全てを満たす者へ通知を送付しております

ア 生活習慣病の治療中の方

イ 40歳から74歳までの別府市国民健康保険被保険者

ウ 特定健診対象者

エ 2023年度特定健診において特定健診未受診者

オ 診療報酬明細書（レセプト情報）にて特定健診同等の検査を実施していることが確認できた者

（2）市から医療機関へ送付するもの：下記ア、イ、ウ

ア みなし健診結果票

イ みなし健診報告書兼請求書

ウ 対象者同意書のコピー

（3）医療機関から別府市医師会への提出書類

ア 検査結果データ等が記入されたみなし健診結果票

イ 必要事項が記入されたみなし健診報告書兼請求書

(4) 記入上の留意事項

ア 必須項目は全て記入してください。

イ 追加項目は検査結果がある場合に記入してください。

ウ 検査日(判定日)は、医師が必須項目や追加項目等の検査結果をもとに総合判断を実施した日付を記入してください。

エ 検査が複数日にまたがる場合は、令和5年度中の検査で、最初に行われた検査実施日から3か月以内に医師の判断が出来る検査を対象とします。

(5) みなし健診結果票の提出

令和6年2月29日までに「みなし健診結果票」と「みなし健診報告書兼請求書」を記入し、別府市医師会へ提出ください。

(6) みなし健診料

1件あたり 2,500円 (税込み)

(7) みなし健診料の支払時期



(8) みなし健診結果票について

別府市医師会をとおして提出されたみなし健診結果票については、別府市で被保険者の資格確認及び記載事項の確認等を行いますが、確認の結果、資格喪失者や各様式の記載事項の不備により、支払いが決定しない場合もありますことをご了承ください。電話確認等に対応出来る軽微なものについては、別府市から電話確認を行う場合がありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(9) 留意事項

みなし健診結果票の提出があった者は特定健診を受けることは出来ません。

必須項目は全て記入がないと支払いが出来ません。

4 実施主体

別府市健康推進課 成人保健係 電話：21-2188 (直通)